



2016年度商社環境月間 環境セミナー(6月13日)

2008年5月、国内外における地球環境問題への関心の高まりと環境を主要テーマの一つとする北海道洞爺湖サミット開催を機に、日本貿易会は、毎年6月を商社環境月間に制定した。この期間中には、会員企業の環境問題の取り組みを推進するための活動や環境意識を高める啓発活動として環境セミナーを開催している。2010年度商社環境月間においては、「商社環境行動基準」を制定(P.64参照)した。2016年度環境セミナーは、NPO法人 国際環境経済研究所 理事・主席研究員 竹内純子(たけうち すみこ)氏を講師に迎え、「COP21(パリ協定)を踏まえた日本産業界への影響」をテーマに開催した。

冒頭、講師から、温暖化交渉はなぜもめるかについて説明があり、理由として気候変動枠組条約の締約国は190数カ国あり、全ての国が合意しないと議案が採択できないこと、国連の場では米国、中国といった大国も一国の主権を代表して参加するという点では島嶼国と同じであり、差別的な扱いをしてはならず、非常に難しい運営を行わなければならないこと、各国いずれも自国の経済成長の制約になる炭素制約は負いたくない考えであることが挙げられた。

続いて、COP21で決まった事項として、産業革命前と比べて温度上昇幅を2℃以内に収めること、全ての国が参加する法的拘束力ある枠組みが構築されたことがあり、その内容について説明があった。今後、この目標が国内対策に大きな影響を及ぼしてくると思われ、目標と現実とのギャップが拡大するに従い、緩和(削減)目標の非現実的な引き上げおよび適応等への先進国の支援拡大が求められることについて懸念されることが示された。

日本の目標達成に向けた取り組みとして政府の掲げるエネルギーミックスがあり、省エネ法に加えて、供給構造高度化法を使い合わせることで、何とかエネルギーミックスの達成に持っていかうとしている。しかし、その実現は電力の自由化をしている中、政府がどれだけコントロールするかなど、相当厳しい道のりがあり、中長期的には、技術開発に進むスキームを政府が担保することの必要性について説明があった。



講師(竹内氏)



セミナー風景

最後に、日本が今考えるべき事項として、3E「供給安定性/ Energy security」「経済性/ Economic growth」「環境保生/ Environmental conservation」が、かなり脆弱な状況であり、電力自給率を戻すことが挙げられた。国民の生活を守るという観点からエネルギー政策を再構築しなければならない、原子力について考えなければならない。もし原子力を必要とするのであれば、何らかの補完的な手段を検討しなければならないという説明があった。

